しんど老人保健施設 通所リハビリテーション利用料金表

平成28年7月1日現在

1 通所リハビリテーションの介護報酬に係る費用(利用者負担1割分及び2割負担分)

項目		サービス1回当たりの料金			
		所要時間及び内容	要介護度1	要介護度2	要介護度3
①基本額			726 単位 1割(766円) 2割(1,532円)	875 単位 1割(924円) 2割(1,847円)	1,022 単位 1割(1,079円) 2割(2,157円)
		6時間以上8時間未満	要介護度4 1,173 単位	要介護度5 1,321 単位	261(2,101) 1)
			1,173 单位 1割(1,238円) 2割(2,475円)	1,321 单位 1割(1,394円) 2割(2,788円)	_
②加算	入浴介助加算	入浴中の観察を含む介助を行っ た場合	50単位/回 1割(53円)	2割(106円)	
	リハビリテーション マネージメント加算 (I)	医師、理学療法士等が開始日後1月 以内に居宅を訪問し診察、運動機能 検査等を行った上で、実施計画書を 作成、記録、見直しを行い、情報提供 した場合	230単位/月 1割(243円)	2割(486円)	
	短期集中 個別リハビリテーション 実施加算	退院(所)日又は認定日から3月 以内の期間に行われた場合	110単位/日 1割(116円)	2割(232円)	
	重度療養管理加算	要介護度3、4、5で厚生労働大 臣が定める状態にある利用者に 加算	100単位/日 1割(106円)	2割(211円)	
	サービス提供体制強化加算 (I)ロ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上である場合	12単位/日 1割(13円)	2割(26円)	
	介護職員処遇改善加算(I)	厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道県知事に届け出た事業所がご利用者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合	ービス種類別加算率; 利用者負担額 上記額-(上記額×0	総単位数(基本単価+ 3.4% .9(1円未満切捨て)(.8(1円未満切捨て)(1割負担額))
③ 減 算	送迎減算	送迎を行わない場合	47単位/日 1割(50円)	(片道/日) 2割(99円)	

*利用者負担額(1割及び2割)の算出方法

※10.55円は、平塚市(5級地)の地域単価

- ①②③の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.55円=○○円(1円未満切り捨て)
- ○○円-{○○円×0.9(1円未満切り捨て)}=△△円(1割利用者負担額)
- ○○円-{○○円×0.8(1円未満切り捨て)}=△△円(2割利用者負担額)

2 介護予防通所リハビリテーションの介護報酬に係る費用(利用者負担1割分及び2割負担分)

	2			
	項目	一月	当たりの利用料金	
① 基	介護予防通所リハビリテーション費(Ⅰ)	要支援1	1,812単位/月 1割(1,912円) 2割(3,824円)	
本額	介護予防通所リハビリテーション費(Ⅱ)	要支援2	3,715単位/月 1割(3,920円) 2割(7,839円)	

②加算	運動器機能向上加算	運動機器能向上サービスを行った場合	225単位/月 1割(238円) 2害	月(475円)
	(1)11	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上である場合	要支援1	48単位/月 1割(51円) 2割(102円)
			要支援2	96単位/月 1割(102円) 2割(203円)
	合し、都道 介護職員処遇改善加算(I) 業所がご	合し、都道県知事に届け出た事	地域単価×介護報酬総単 ービス種類別加算率 3.45	位数(基本単価+各種加算減算)×サ %
		防通所リハビリテーションを行っ		1円未満切捨て)(1割負担額)) 1円未満切捨て)(2割負担額))

*利用者負担額(1割及び2割)の算出方法

※10.55円は、平塚市(5級地)の地域単価

- ①②③の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.55円=○○円(1円未満切り捨て)
- $\bigcirc\bigcirc$ 円 $-\{\bigcirc\bigcirc$ 円 \times 0.9(1円未満切り捨て) $\}=\triangle$ \triangle 円(1割利用者負担額)
- ○○円-{○○円×0.8(1円未満切り捨て)}=△△円(2割利用者負担額)

3 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
		①ご利用者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用
その他の日常生活費	その他の日常生活費実費実費	【歯ブラシ、化粧品、ハンドソープ、タオル等の日用品であって、ご利用者個人又はご家族等の選択により利用されるもの】
		②ご利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
		【ご利用者等が希望によって参加するクラブ活動(習字、お花、 絵画等)や行事に係る費用】

※老企54号に則って費用を徴収いたします。

4 その他の費用

項目	金額	説明
食事代	668円	食材料費及び調理費
おやつ代	205円	実費相当
おむつ代	195円/枚 185円/枚 46円/枚	リハビリパンツ 紙おむつ パッド